

令和6年度第1回 さいたま市立館岩少年自然の家運営委員会

次 第

1 委嘱状・任命書の交付式

- (1) 委嘱状・任命書交付
- (2) さいたま市教育委員会 教育長あいさつ

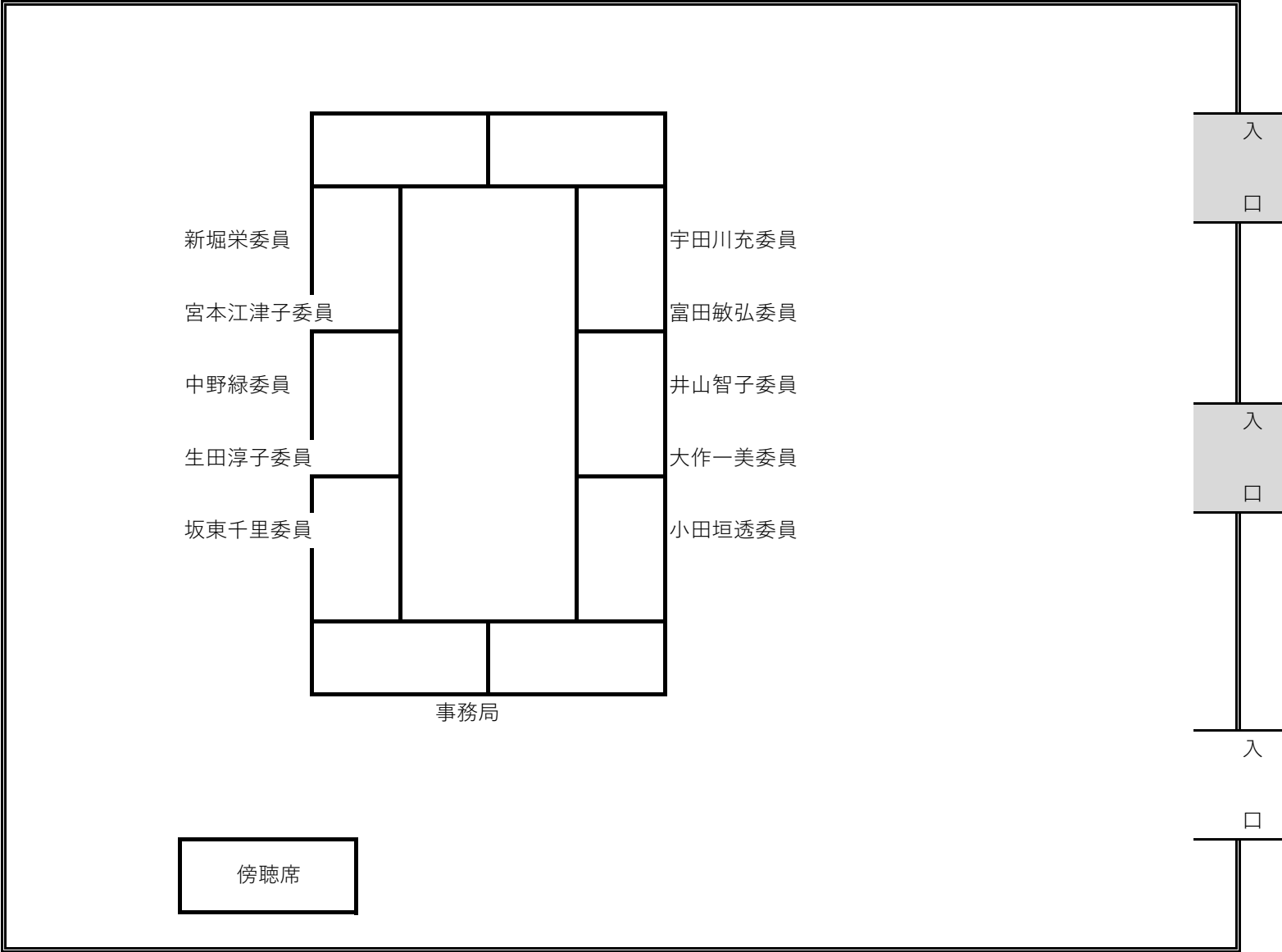
2 第1回 さいたま市立館岩少年自然の家運営委員会

議題

- (1) 委員長、副委員長選出
- (2) 館岩少年自然の家運営委員会関連条例、規則について
- (3) 自然の教室活動状況について
- (4) 館岩少年自然の家施設設備について
- (5) 令和6年度自然の教室実施状況について
- (6) 令和6年度予算について
- (7) 夏休み親子の集いについて(体験の風)
- (8) 今後の運営委員会スケジュールについて

令和6年度第1回さいたま市立館岩少年自然の家運営委員会：席次表

令和6年10月15日 午後1時30分
さいたま市立教育研究所 2階第2研修室



令和6年度 さいたま市立館岩少年自然の家運営委員会委員名簿

区分	所属(団体名)	ふりがな
		氏名
少年団体代表	さいたま市ボーイスカウト協議会理事	うだがわ みつる
		宇田川 充
PTA代表	さいたま市PTA協議会常任理事	とみた としひろ
		富田 敏弘
PTA代表	さいたま市PTA協議会常任理事	いやま ともこ
		井山 智子
市民公募		だいさく かずみ
		大作 一美
市民公募		おだがき とおる
		小田垣 透
小学校校長会代表	小学校校長会 大砂土小学校長	しんぼり さかえ
		新堀 栄
小学校校長会代表	小学校校長会 河合小学校長	みやもと えつこ
		宮本 江津子
小学校校長会代表	小学校校長会 浦和大里小学校長	なかの みどり
		中野 緑
浦和・与野地区 中学校長会代表	中学校長会 尾間木中学校長	いくた じゅんこ
		生田 淳子
大宮・岩槻地区 中学校長会代表	中学校長会 第二東中学校長	ばんどう ちさと
		坂東 千里

○さいたま市立館岩少年自然の家条例

平成13年5月1日

条例第130号

改正 平成17年12月21日条例第212号

平成21年7月17日条例第25号

平成25年12月26日条例第46号

平成27年10月26日条例第53号

〔題名改正〕

平成31年3月13日条例第9号

(設置)

第1条 豊かな自然環境の中で心身ともに健全な少年の育成を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、さいたま市立館岩少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）を福島県南会津郡南会津町宮里字向山2847番地1に設置する。

（一部改正〔平成27年条例53号〕）

(業務)

第2条 少年自然の家は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 集団宿泊体験に関すること。
- (2) 自然観察、自然探求、自然愛護その他の自然に親しませる学習活動に関すること。
- (3) 体育、レクリエーション及び野外活動に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、少年自然の家設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

（一部改正〔平成27年条例53号〕）

(職員)

第3条 少年自然の家に所長その他必要な職員を置く。

（一部改正〔平成27年条例53号〕）

(休所日)

第4条 少年自然の家の休所日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- (3) 所内整理日（毎年10日以内で市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定

める日)

- 2 教育長は、前項に規定する休所日のほか、少年自然の家の管理上必要があるときは、臨時に休所日を定め、又は休所日に開所することができる。

(一部改正〔平成27年条例53号〕)

(利用時間等)

第5条 少年自然の家の利用時間は、午後1時から翌日の午後零時までとし、当該時間をもって1泊とする。ただし、さいたま市立館岩少年自然の家所長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- 2 少年自然の家を継続して利用できる期間は、5泊を限度とする。ただし、教育長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(一部改正〔平成27年条例53号〕)

(利用者の範囲)

第6条 少年自然の家を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 教育課程に基づく学習活動を実施するさいたま市立小・中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小・中学部の児童及び生徒並びにその引率者
- (2) 市内に居住する小・中学校の児童又は生徒を主たる構成員とする少年団体及びその引率者
- (3) 市内の少年の健全育成に携わる指導者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市教育委員会（以下「委員会」という。）が適当と認めた者

(一部改正〔平成27年条例53号・31年9号〕)

(利用の許可)

第7条 少年自然の家を利用しようとする者は、あらかじめ、委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項の変更（取消しを含む。）をしようとするときも、同様とする。

- 2 委員会は、前項の許可をする場合において、少年自然の家の管理上必要な条件を付することができる。

(一部改正〔平成27年条例53号〕)

(許可の制限)

第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、少年自然の家の利用

を許可しない。

- (1) 少年自然の家の設置目的に反するとき。
- (2) 公益を害するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、少年自然の家の管理上支障があるとき又は委員会が適当でないと認めるとき。

(一部改正〔平成27年条例53号〕)

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 第7条第1項に規定する利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(一部改正〔平成27年条例53号〕)

(特別の設備等の制限)

第10条 利用者は、少年自然の家を利用するに当たって、既設の設備等を移動し、又は特別の設備をしようとするときは、あらかじめ、委員会の許可を受けなければならない。

(一部改正〔平成27年条例53号〕)

(利用許可の取消し等)

第11条 委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は少年自然の家の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (4) 管理上特に必要と認められるとき。

(一部改正〔平成27年条例53号〕)

(使用料)

第12条 利用者（第6条第1号に掲げる者を除く。）は、あらかじめ、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(一部改正〔平成27年条例53号〕)

(使用料の免除)

第13条 市長は、必要があると認めたときは、使用料を免除することができる。

(一部改正〔平成27年条例53号〕)

(使用料の不還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、災害その他利用者の責めに帰することができない理由により少年自然の家を利用することができないときは、その全部又は一部を還付することができる。

(一部改正〔平成27年条例53号〕)

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、その利用を終了したときは、速やかに利用した施設又は設備を原状に回復しなければならない。第11条の規定による利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(一部改正〔平成27年条例53号〕)

(損害賠償の義務)

第16条 利用者は、故意又は過失により少年自然の家の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(一部改正〔平成27年条例53号〕)

(運営委員会)

第17条 少年自然の家の適正な運営を図るため、さいたま市立館岩少年自然の家運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置することができる。

- 2 運営委員会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 委員は、委員会が委嘱し、又は任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員に欠員が生じたときは、補欠委員を委嘱し、又は任命する。
- 6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(一部改正〔平成27年条例53号〕)

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(一部改正〔平成27年条例53号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の浦和市立赤

城少年自然の家条例（昭和48年浦和市条例第5号）又は大宮市立少年自然の家条例（昭和56年大宮市条例第35号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 第13条の規定は、施行日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成17年12月21日条例第212号）

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成21年7月17日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月26日条例第46号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置の原則）

- 2 次項から第9項までに定めるものを除くほか、次の表の左欄に掲げる規定は、それぞれ、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の同表の右欄に掲げる行為に係る使用料、利用料金、手数料等について適用し、施行日前の同欄に掲げる行為に係る使用料、利用料金、手数料等については、なお従前の例による。

略	略
第6条の規定による改正後のさいたま市立少年自然の家条例別表の規定	許可の申請
略	略

附 則（平成27年10月26日条例第53号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に従前のさいたま市立少年自然の家運営委員会の委員である者は、この条例の施行の日はこの条例による改正後のさいたま市立館岩少年自然の家条例第17条第3項の規定により委員として委嘱し、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委員として委嘱し、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成28年9月30日までとする。

附 則（平成31年3月13日条例第9号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表の改正は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市立館岩少年自然の家条例別表の規定は、別表の改正の施行の日以後の利用に係る使用料で同日以後に納付するものについて適用し、同日前の利用に係る使用料で同日前又は同日以後に納付するもの及び同日以後の利用に係る使用料で同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

別表（第12条関係）

(一部改正〔平成25年条例46号・27年53号・31年9号〕)

区分	利用者	使用料（1人1泊につき）
市内	小・中学校の児童及び生徒	380円
	その他の者	670円
市外	小・中学校の児童及び生徒	740円
	その他の者	1,480円

備考

- 1 「市内」とは、本市に住所を有する者、本市内の事業所に勤務する者及び本市内の学校に在学する者をいい、「市外」とは、市内以外の者をいう。
- 2 食事料については、委員会が別に定める。

○さいたま市立館岩少年自然の家条例施行規則

平成13年5月1日

教育委員会規則第35号

改正 平成15年3月27日教委規則第17号

平成19年3月27日教委規則第1号

平成27年12月25日教委規則第18号

〔題名改正〕

平成28年12月27日教委規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市立館岩少年自然の家条例（平成13年さいたま市条例第130号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成27年教委規則18号〕）

(事務)

第2条 さいたま市立館岩少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）において取り扱う事務は、次のとおりとする。

- (1) 少年自然の家の庶務に関すること。
- (2) さいたま市立館岩少年自然の家運営委員会に関すること。
- (3) 少年自然の家の使用料に関すること。
- (4) 少年自然の家の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、少年自然の家設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（一部改正〔平成27年教委規則18号〕）

(係の設置)

第3条 少年自然の家に次の係を置く。

- (1) 管理係
- (2) 指導係

（追加〔平成19年教委規則1号〕、一部改正〔平成27年教委規則18号〕）

(利用の申請)

第4条 条例第6条第1号に掲げる者は、少年自然の家を利用しようとするときは、あらかじめ、市教育委員会（以下「委員会」という。）に届けなければならない。

2 条例第6条第2号から第4号までに掲げる者は、少年自然の家を利用しようとする

きは、利用開始日の3月前から利用しようとする日の20日前までの間に、少年自然の家利用許可申請書（様式第1号）を提出し、許可を受けなければならない。ただし、委員会が特別の事情があると認めるときは、この期間を変更することができる。

（一部改正〔平成15年教委規則17号・19年1号・27年18号〕）

（利用の許可等）

第5条 委員会は、少年自然の家の利用を許可するときは、少年自然の家利用許可書（様式第2号。以下「利用許可書」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用を変更し、又は取り消すときは、あらかじめ、少年自然の家利用許可変更（取消）申請書（様式第3号）に利用許可書を添えて提出し、許可を受けなければならない。

3 利用者は、少年自然の家の入所時に利用許可書を提出しなければならない。

（一部改正〔平成15年教委規則17号・19年1号〕）

（使用料の納付）

第6条 利用者は、条例第12条に規定する使用料を、利用開始日までに納付しなければならない。

（一部改正〔平成15年教委規則17号・19年1号・27年18号・28年13号〕）

（使用料の免除）

第7条 条例第13条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、あらかじめ少年自然の家使用料免除申請書（様式第4号）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

2 委員会は、前項の規定による申請を承認したときは、当該申請をした者に対し、少年自然の家使用料免除承認書（様式第5号）を交付するものとする。

（一部改正〔平成15年教委規則17号・19年1号・27年18号〕）

（使用料の不還付）

第8条 利用者が利用開始日の20日前までに第5条第2項の許可を受けたときを除き、既納の使用料は、還付しない。

（一部改正〔平成15年教委規則17号・19年1号〕）

（利用者の遵守すべき事項）

第9条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用できる施設以外に立ち入らないこと。
- (2) 指定の場所以外で火気等を利用し、又は所定の場所以外において喫煙しないこと。

- (3) 勝手に備え付けた備品等を移動しないこと。
- (4) 施設等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (5) みだりに動植物及び岩石を採取しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、所長の指示に反する行為をしないこと。

(一部改正〔平成15年教委規則17号・19年1号〕)

(損傷の届出等)

第10条 少年自然の家の施設等を損傷し、又は滅失した者は、速やかに所長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(一部改正〔平成15年教委規則17号・19年1号〕)

(管理上の指示)

第11条 所長は、少年自然の家の管理上必要があると認めるときは、その都度利用者に必要な指示をすることができる。

(一部改正〔平成15年教委規則17号・19年1号〕)

(帳簿)

第12条 少年自然の家に次に掲げる帳簿を備える。

- (1) 出勤簿
- (2) 文書収発件名簿
- (3) 公文書綴
- (4) 備品台帳
- (5) 関係法規集
- (6) 郵便切手使用簿
- (7) 宿泊者名簿
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な帳簿

(一部改正〔平成15年教委規則17号・19年1号〕)

(事業計画)

第13条 所長は、あらかじめ、委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を得て、少年自然の家の事業計画を定め、実施後事業の概要を教育長に報告しなければならない。

(一部改正〔平成15年教委規則17号・19年1号〕)

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、あらかじめ、教育長の承認を得

て、所長が別に定める。

（一部改正〔平成15年教委規則17号・19年1号〕）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の浦和市立赤城少年自然の家管理規則（昭和48年浦和市教育委員会規則第4号）又は大宮市立少年自然の家管理規則（昭和56年大宮市教育委員会規則第6号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成15年3月27日教委規則第17号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日教委規則第1号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月25日教委規則第18号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月27日教委規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

少年自然の家利用許可申請書

年 月 日

(あて先)さいたま市教育委員会

申請者	団体名	
	団体所在地	
	責任者氏名	
	電話番号	

次のとおり利用したいので申請します。

利用期間	入所日時	年 月 日 () 午前・午後 時				宿 泊	泊	
	退所日時	年 月 日 () 午前・午後 時						
利用目的								
利用者数	児童、生徒等	男	人		その他の者	男	人	
		女	人			女	人	
		計	人			計	人	
使用料	市内	利用日		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
		児童、生徒等	人数 人					
		金額 円						
		その他の者	人数 人					
		金額 円						
	市外	小計	人数 人					
		金額 円						
		児童、生徒等	人数 人					
		金額 円						
		その他の者	人数 人					
	合計	金額 円						
		人数 人						
金額 円								
合 計		円				使用料納入済確認	㊟	
備考						受付番号		

様式第2号(第5条関係)

少年自然の家利用許可書

年 月 日

申請者	団体名	
	団体所在地	
	責任者氏名	様
	電話番号	

許可番号第 号

年 月 日

さいたま市教育委員会



次のとおり利用を許可します。

利用期間	入所日時	年 月 日 () 午前・午後 時				宿泊	泊		
	退所日時	年 月 日 () 午前・午後 時							
利用目的									
利用者数	児童、生徒等	男	人		その他の者	男	人		
		女	人			女	人		
		計	人			計	人		
使用料	市内	利用日		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
		児童、生徒等	人数	人					
			金額	円					
		その他の者	人数	人					
			金額	円					
	市外	小計	人数	人					
			金額	円					
		児童、生徒等	人数	人					
			金額	円					
		その他の者	人数	人					
	金額	円							
	小計	人数	人						
	金額	円							
合計						使用料納入済確認	㊟		
備考						受付番号			

様式第3号(第5条関係)

少年自然の家利用許可変更(取消)申請書

年 月 日

(あて先)さいたま市教育委員会

(申請者)団 体 名

団体所在地

責任者氏名

電 話 番 号

次のとおり利用を〔変更・取消し〕したいので申請します。

許可年月日	年 月 日		許可番号	第 号			
変更理由 取消							
変更前の 利用期間	入所日時	年 月 日 () 午前・午後 時		宿泊	泊		
変更後の 利用期間	退所日時	年 月 日 () 午前・午後 時		宿泊	泊		
変更後の 利用者数	児童、生徒等	男	人	その他の者	男	人	
		女	人		女	人	
	計	人	計		人		
変更後の 使用料	利 用 日		月 日	月 日	月 日	月 日	
	市 内	児童、生徒等	人数	人			
			金額	円			
		その他の者	人数	人			
			金額	円			
	市 外	小計	人数	人			
			金額	円			
		児童、生徒等	人数	人			
			金額	円			
	合 計	その他の者	人数	人			
		金額	円				
小計		人数	人				
		金額	円				
合 計		円					
備 考							
変更許可 取消	さいたま市立少年自然の家の利用〔変更・取消し〕を許可します。 年 月 日 さいたま市教育委員会						

印

様式第4号(第7条関係)

少年自然の家使用料免除申請書

年 月 日

(あて先)さいたま市教育委員会

申 請 者	団 体 名	
	団 体 所 在 地	
	責 任 者 氏 名	
	電 話 番 号	

次のとおり少年自然の家使用料の免除を申請します。

利 用 団 体 名						
団 体 所 在 地						
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで					
利 用 者 数 単位：人	児童、生徒等			その他の者		
	市内	市外	小計	市内	市外	小計
	合 計 人 数					
使 用 料 額 単位：円	児童、生徒等			その他の者		
	市内	市外	小計	市内	市外	小計
	合 計 金 額					
免 除 を 受 け よ う と す る 額	円					
免除を受けようとする理由						

様式第5号(第7条関係)

少年自然の家使用料免除承認書

年 月 日

申請者	団 体 名	
	団 体 所 在 地	
	責 任 者 氏 名	様
	電 話 番 号	

許可番号第 号

年 月 日

さいたま市教育委員会



年 月 日付け申請のあった少年自然の家の使用料の免除について、次のとおり承認したので通知します。

利 用 団 体 名						
団 体 所 在 地						
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで					
利 用 者 数 単位：人	児童、生徒等			その他の者		
	市内	市外	小計	市内	市外	小計
	合 計 人 数					
使 用 料 額 単位：円	児童、生徒等			その他の者		
	市内	市外	小計	市内	市外	小計
	合 計 金 額					
免 除 を 受 け よ う と す る 額	円					
免除を受けようとする理由						
免 除 す る 額	円					

様式第 1 号（第 4 条関係）

（一部改正〔平成15年教委規則17号・19年 1 号・27年18号〕）

様式第 2 号（第 5 条関係）

（一部改正〔平成15年教委規則17号・19年 1 号・27年18号〕）

様式第 3 号（第 5 条関係）

（一部改正〔平成15年教委規則17号・19年 1 号・27年18号〕）

様式第 4 号（第 7 条関係）

（一部改正〔平成15年教委規則17号・19年 1 号〕）

様式第 5 号（第 7 条関係）

（一部改正〔平成15年教委規則17号・19年 1 号〕）

○さいたま市立館岩少年自然の家運営委員会規則

平成13年5月1日

教育委員会規則第36号

改正 平成15年3月27日教委規則第1号

平成27年12月25日教委規則第19号

〔題名改正〕

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市立館岩少年自然の家条例（平成13年さいたま市条例第130号）第17条に規定するさいたま市立館岩少年自然の家運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成27年教委規則19号〕）

(委員長及び副委員長)

第2条 運営委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、運営委員会を代表し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 運営委員会の会議は、必要に応じ所長が招集する。

2 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 さいたま市立館岩少年自然の家の職員は、会議の必要に応じ会議に出席し、発言することができる。

（一部改正〔平成27年教委規則19号〕）

(庶務)

第4条 運営委員会の庶務は、学校教育部において処理する。

（一部改正〔平成15年教委規則1号〕）

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年5月1日から施行する。

附 則（平成15年 3 月 27 日教委規則第 1 号抄）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年12月 25 日教委規則第19号）
この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

○さいたま市立館岩少年自然の家附属職員宿舍管理規則

平成13年5月1日

教育委員会規則第37号

改正 平成23年3月29日教委規則第5号

〔題名改称〕

平成27年12月25日教委規則第20号

〔題名改称〕

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市立館岩少年自然の家附属職員宿舍（以下「職員宿舍」という。）の管理に関する基本的事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成23年教委規則5号・27年20号〕）

(入居者)

第2条 さいたま市立館岩少年自然の家に勤務する職員（以下「職員」という。）は、職員宿舍に入居するものとする。ただし、市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が特別な事情により、入居困難と認める場合は、この限りでない。

2 職員と生計を一にする者は、入居することができる。

3 前2項に規定する者で職員宿舍に入居するものの戸別の割当ては、さいたま市立館岩少年自然の家所長（以下「所長」という。）が行う。

（一部改正〔平成23年教委規則5号・27年20号〕）

(入居届)

第3条 前条の規定により職員宿舍に入居した者（以下「入居者」という。）は、入居後直ちに少年自然の家附属職員宿舍入居届（様式第1号）を所長に提出しなければならない。

（一部改正〔平成23年教委規則5号〕）

(職員宿舍の使用上の義務)

第4条 入居者は、善良なる管理者の注意義務をもって職員宿舍を利用しなければならない。

2 入居者は、敷地の現状を変更し、又は職員宿舍の一部を教育長の承認を受けずに改造、模様替えその他の工事を行ってはならない。

3 入居者は、職員宿舍を滅失し、又は損傷したときは、遅滞なく所長に報告し、その指示に従わなければならない。

(家賃及び管理費)

第5条 入居者から家賃及び管理費を徴収しない。

(職員宿舎の修繕費等)

第6条 入居者の使用に係る電気、ガス等に要する費用は、入居者が負担するものとする。

2 天災、時間の経過その他入居者の責めに帰することのできない理由により職員宿舎が損傷し、又は汚損した場合には、その修繕に要する費用は、市が負担するものとする。

(職員宿舎の退居)

第7条 入居者は、配置替えその他の理由により職員でなくなった場合は、その日から10日以内に職員宿舎を退居しなければならない。ただし、相当の理由があると教育長が認めるときは、教育長が指定する期間、引き続き当該職員宿舎を使用することができる。

(原状回復の義務)

第8条 入居者は、敷地の現状を変更し、職員宿舎の一部を改造し、模様替えその他の工事を行った場合、職員宿舎を退居するときは、これを原状に回復しなければならない。

(退居届の提出及び検査)

第9条 入居者は、職員宿舎を退居するときは、少年自然の家附属職員宿舎退居届（様式第2号）を所長に提出し、その検査を受けなければならない。

(一部改正〔平成23年教委規則5号〕)

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、職員宿舎の管理について必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の大宮市立少年自然の家附属職員宿舎管理規則（昭和56年大宮市教育委員会規則第8号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年3月29日教委規則第5号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月25日教委規則第20号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日教委規則第10号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

職員宿舍入居届

年 月 日

さいたま市立館岩少年自然の家所長 様

職 名

氏 名



年 月 日付で職員宿舍に入居しましたので届け出ます。

入 居 者 氏 名	続 き 柄	年 齢	備 考

様式第2号(第9条関係)

職員宿舍退居届

年 月 日

さいたま市立館岩少年自然の家所長 様

職 名
氏 名



年 月 日付で職員宿舍を退居したいので届け出ます。

様式第 1 号（第 3 条関係）

（一部改正〔平成23年教委規則 5 号・27年20号〕）

様式第 2 号（第 9 条関係）

（一部改正〔平成23年教委規則 5 号・27年20号〕）

舘岩少年自然の家 活動紹介

敷地内オリエンテーリング



前山登山



野外炊飯



川魚さばき



源流探検



焼き板



クラフト活動





野外施設

2



館内施設

2024/10/11 ●

館内施設

4



宿泊人数

560名（1室10名、56部屋）

建物の構造

地上2階一部5階建



管理棟

1階 ピロティ 乾燥室
リネン室 プレイホール

2階 エントランス 食堂
医務室 和室
展示室 所長室 事務室

3階 会議室 談話室 講師室

2024/10/11 ●

宿泊棟

5



とくさ館（既存館）

本館 南西側

部屋数 36室

宿泊人数 360名



からまつ館（新館）

本館 南東側

部屋数 20室

宿泊人数 200名

2024/10/11 ●

宿泊棟			6
	とくさ館	からまつ館	
1部屋ベッド数	10台	10台	
浴室	2室（男女別） ※露天風呂あり	2室（男女別） ※露天風呂なし	
多目的風呂	1室（宿泊棟内）	1室	
多目的トイレ	1室（2階）	2室（1・2階）	
トイレ	4カ所 （1・2階2カ所ずつ）	4カ所 （1・2階2カ所ずつ）	
洗面所 等	洗面所 4カ所 （1・2階2カ所ずつ）	洗面コーナー （1・2階5カ所ずつ）	
その他	談話コーナー 4室	多目的2室、ロビー、 プレイホール	

2024/10/11 ●

宿泊棟

7



とくさ館

地形を生かした形状と
どのベッドからも景色が
眺められる設計



からまつ館

バリアフリーの設計で
間接照明により
温かな雰囲気

2024/10/11 ●

4

-35-

浴室（とくさ館宿泊団体が利用）

8

天然温泉『木賊温泉 向山の湯』



浴室（からまつ館宿泊団体が利用）

9

天然温泉『木賊温泉 向山の湯』



食堂

10



とくさ館



からまつ館

2024/10/11 ●

その他

11



体育館

1階

2階

3階

4階

5階

フロア

放送室

ギャラリー

倉庫

天体観測準備室

天体観測室



研修室

1階

2階

第1研修室

第2研修室

●

2024/10/11 ●

○自然の教室（夏季）実施状況

（5月10日～10月3日実施校 小学校79校、中学校1校）

1 ≪主な自然体験活動実施の割合≫ （プログラム実施校／80校）【％】

敷地内オリエンテーリング	フィールドワーク	フォトオリエンテーリング	前山登山	小白沢源流探検	木賊めぐり	アウトドアゲーム	ネイチャートレジャー	レンジャーミッション	野外炊飯・野外軽食	川魚さばき（つかみ）	ぶんぶんゴマ	コースター作り	ストーンアート	ネイチャークラフト	ネイチャーストラップ	小枝でえんぴつ作り	焼き板	館内オリエンテーリング	笹まき	草木染め	紙すき	そばうち	南会津の民話を聞く集い	館内レクリエーション	キャンプファイヤー	キャンドルファイヤー	ナイトハイキング	星空観察	天体観測
33	54	8	88	10	8	1	0	4	11	95	18	8	13	9	9	8	81	5	0	1	0	0	0	6	95	5	63	35	1

2 ≪利用の効果≫ ～引率責任者アンケートより～（プログラム実施校／80校）【％】

自然体験活動の達成度				児童相互の理解・協力			
十分達成	やや達成	やや不十分	不十分	十分達成	やや達成	やや不十分	不十分
91	9	0	0	79	21	0	0
○：十分達成の理由				◇：やや達成の理由			
○「なんで」「どうして」という発言を聞く機会があったから。自然に触れて「すごい」「おー！」と感動を表す言葉を聞いたから。 ○山登りを通して、自然の雄大さ、美しさに気づくことができた。川魚さばきを通して、自然、生命に対する畏敬の念をもつことができた。 ○児童一人ひとりが掲げたためあての達成に向けて、館岩の大自然を舞台にして感動と好奇心を高めていた様子を肌で感じた。 ◇さいたま市の日常では感じられない体験が短期間とはいえ、子どもたちの五感を働かせたと感じている。実体験に基づいた思考は心に必ず残ると思った。				○困っている友だちを助けようとする言動が随所に見られ、また、しおりを見てミスのないように動こうとしていた。 ○焼き板などで、グループで工夫しながら火おこしを行うなど、一人では難しいことも協力すればできることを実感していた。 ○様々な活動を達成するたびに多くの児童ができた喜びを表現していた。また、日を追うごとに連帯感や一体感が生まれ、規律も守れるようになってきた。 ◇特に集団の一員としての自覚は高まったと思う。			

3 《利用についてのアンケート》～学年主任アンケートより～（プログラム実施校／80校）【%】

1 活動を実施したことで、各項目の達成度はいかがでしたか。（複数回答可）									
【自然体験学習について】					【児童生徒相互の理解・協力について】				
	十分達成	やや達成	やや不十分	不十分		十分達成	やや達成	やや不十分	不十分
自然への関心	89	11	0	0	成就感・達成感	88	12	0	0
課題発見・設定	35	60	5	0	自尊感情	31	68	1	0
思考・理解	35	61	4	0	役割(リーダーシップ・メンバーシップを含む)	50	48	2	0
学習との関連付け	34	59	7	0	規範意識	31	59	10	0
体力・健康への関心	51	46	3	0	連帯感・所属意識	66	33	1	0
					思いやり・協力	76	24	0	0
					あいさつ	31	55	14	0
					時間遵守	40	48	12	0

2 学校生活に不安を抱える児童生徒の参加はありましたか。 あった 77% ※効果があったと回答 89%

【学習効果や大きな変容】

- ・自ら考えて行動することが出来ていた。友だちと笑顔で関わる場面がとて多く見られた。友だちとの上手な関わり方が身に付いてきた。
- ・集団で過ごすことがとても苦手だった児童がいくつかの活動プログラムに参加することができた。また、部屋でのレクリエーションにも参加できた。

4 《非認知能力効果測定》～児童・生徒のアンケートより～【72校】

	自然体験活動の達成度					児童生徒相互理解・協力の達成度								計
	関心	課題	思考	学習	健康	達成	自尊	役割	規範	連帯	協力	挨拶	時間	
さいたま市事前	3.62	3.21	3.30	3.41	3.60	3.39	3.16	3.61	3.58	3.70	3.64	3.40	3.44	45.06
さいたま市事後	3.77	3.36	3.41	3.56	3.67	3.50	3.21	3.66	3.60	3.71	3.66	3.43	3.51	46.05
差 [Pt]	0.15	0.15	0.11	0.15	0.07	0.11	0.05	0.05	0.02	0.01	0.02	0.03	0.07	0.99

5 《傷病者の対応》 自然の教室夏季・前期終了時点（80校）

病院搬送の回数・人数	26回・27名
搬送先	愛輝診療所19名、南会津病院6名、なかやクリニック1名、羽染歯科1名
搬送対応となった傷病名と人数	発熱16名（コロナ・インフル陰性11名、風邪4名、熱中症1名）、虫刺され3名（マダニ3名）、打撲4名（頭部2名、足首1名、顔面1名）、捻挫1名、捻挫の疑い1名、脱水症状1名、乳歯晩期残存1名、
保護者への引き渡し人数（理由）	45名（発熱15名、発熱及びコロナ・インフル陰性11名、発熱及び嘔吐1名、風邪3名、精神的理由6名、家事都合2名、捻挫1名、頭部打撲1名、顔面打撲1名、体調不良1名、脱水症状1名、腹痛1名、水疱瘡1名）

6 《成果と課題》

- 自然体験活動を通して、自然への関心が高まった学校が非常に多かった。児童は、前山登山で見る景色や聞こえる音に感動し、川魚さばきでの命の大切さなど、五感を使って自然を感じていた。
- 学校生活に不安を抱える児童生徒が自然の教室に参加することで、様々な活動を通じて友だちと豊かに関わる事が出来ていた。
- △《利用についてのアンケート》や《非認知能力効果測定》から「自尊感情」の値が低い。所員と教員が連携して、児童を励まし、仲間との関わり合いや体験の中で児童が努力したり工夫したりしたことを認めていき、「自尊感情」向上につなげていく。

令和6年度 館岩少年自然の家利用状況（令和6年10月3日現在）

とくさ館

区分 月	団体数					階層別利用者数(実人数)						備考
	学校教育		社会 教育 団体	その他	小計	小学生	中学生	高校 大学 専門	指導者	他	計	
	小学校	中学校										
4				1	1					39	39	(5月)大砂土 小学校、北浦 和小学校、(6 月)蓮沼小学 校、宮前小学 校、(7月)大 宮南小学校、 (9月)宮原小 学校、美園北 小学校で、保 護者の宿泊 がありまし た。
5	11				11	1,859			117	2	1,978	
6	14				14	1,644			121	2	1,767	
7	6		1	3	10	892	32	51	82	36	1,093	
8				1	1	31	4		3	36	74	
9	11				11	2,053			122	2	2,177	
10	1				1	162			10		172	
11												
12												
1												
2												
3												
合計	43	0	1	5	49	6,641	36	51	455	117	7,300	

からまつ館

区分 月	団体数					階層別利用者数(実人数)						備考
	学校教育		社会 教育 団体	その他	小計	小学生	中学生	高校 大学 専門	指導者	他	計	
	小学校	中学校										
4				1	1					33	33	(9月)善前小学校、上小小学校で、保護者の宿泊がありました。
5	9				9	721			69		790	
6	15				15	585			79		664	
7	4	1		1	6	342	80		36	17	475	
8			1	2	3	68	14		31		113	
9	8				8	769			61	2	832	
10												
11												
12												
1												
2												
3												
合計	36	1	1	4	42	2,485	94	0	276	52	2,907	

総計

区分 月	団体数					階層別利用者数(実人数)						備考
	学校教育		社会 教育 団体	その他	小計	小学生	中学生	高校 大学 専門	指導者	他	計	
	小学校	中学校										
4				1	1					72	72	※団体数(その他)について 4月(その他)と7月(その他)に、同一の団体が、とくさ館とからまつ館の両館に宿泊しましたので、1とカウントしています(現地研修会)。
5	20				20	2,580			186	2	2,768	
6	29				29	2,229			200	2	2,431	
7	10	1	1	3	15	1,234	112	51	118	53	1,568	
8			1	3	4	99	18		34	36	187	
9	19				19	2,822			183	4	3,009	
10	1				1	162			10		172	
11												
12												
1												
2												
3												
合計	79	1	2	7	89	9,126	130	51	731	169	10,207	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 市立博物館管理運営事業			予算額	89,585	
局/部/課	教育委員会事務局/生涯学習部/博物館		〔財源内訳〕		
款/項/目	10款 教育費/6項 社会教育費/5目 博物館費	予算書 P. 191	17款 使用料及び手数料	520	
＜事業の目的・内容＞ 本市に係る考古・民俗・歴史などの貴重な資料を調査・収集し、保存・研究するとともに、本市の歴史を概観する常設展示や特定のテーマに焦点を当てた特別展等を開催します。あわせて、各種講座等を開催し、市民に歴史や文化を学ぶ機会を提供します。また、伝統的な古建築を活用した展示・講座・体験学習等を実施し、伝統文化の継承を図ります。 ＜特記事項＞ 市立博物館管理運営事業、浦和博物館管理運営事業、民家園管理運営事業及び見沼くらしっく館管理運営事業を統合しました。			20款 財産収入	1,159	
			24款 諸収入	430	
			－ 一般財源	87,476	
			前年度予算額	84,269	
			増減	5,316	
＜主な事業＞					
1 展示・講座等の開催及び指定文化財建造物の保存活用		2,265	4 市立博物館施設の維持管理		78,202
収蔵資料の紹介や地域文化の理解を深める展示を行うとともに、体験講座等、各種講座を開催します。指定文化財建造物を公開するとともに、学習の場として活用し、季節行事の公開等を行います。			保守点検、修繕、警備等を実施し、施設の適切な維持管理を行います。		
2 特別展等の開催		7,216			
特定のテーマに焦点を当てた特別展、収蔵資料を活用した企画展を開催します。また、児童生徒の好奇心を喚起する夏休み子ども博物館や、さいたま市のうつり変わり人とひとのくらし展等を開催します。					
3 ICTを活用した博物館利用の推進		1,902			
SNS等での積極的な情報発信及びホームページでの収蔵品公開等デジタルコンテンツの充実に努めます。					
[総振：04-1-3-04]					

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 少年自然の家管理運営事業			予算額	197,426
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/館岩少年自然の家		〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/6項 社会教育費/6目 少年自然の家費	予算書 P. 191	17款 使用料及び手数料	242
<事業の目的・内容> 豊かな自然環境の中で児童生徒の健全育成を図るため、館岩少年自然の家の維持管理業務を実施します。			24款 諸収入	3,017
			- 一般財源	194,167
<特記事項> 館岩少年自然の家中規模修繕工事が完了しました。			前年度予算額	1,010,214
			増減	△ 812,788
<主な事業>				
1 施設の維持管理		197,426		
館岩少年自然の家の維持管理を行います。				
[総振：04-1-1-06]				

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 少年自然の家野外活動事業		予算額	72,046
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/館岩少年自然の家	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/6項 社会教育費/6目 少年自然の家費 予算書 P. 191	- 一般財源	72,046
<事業の目的・内容> 自然体験活動や集団宿泊体験活動を通して、自然への畏敬の念、集団の一員として他者を思いやる心、規律ある態度等、豊かでたくましい心と体を育成するために、「自然の教室」の円滑な実施を補助します。 <特記事項> 館岩少年自然の家中規模修繕工事の完了により、自然の教室宿泊費補助金が終了しました。		前年度予算額	242,825
		増減	△ 170,779
<主な事業>			
1 活動プログラム及び用具の充実	1,753	4 館岩少年自然の家運営委員会の開催	110
「自然の教室」で行う様々な野外活動プログラムに必要な活動用具の充実に取り組みます。 [総振：04-1-1-06]		適正な運営を図るため、館岩少年自然の家運営委員会を開催します。 [総振：04-1-1-06]	
2 自然の教室補助金	68,562		
「自然の教室」に係る児童生徒のバス輸送費に対し、費用の一部を補助します。 [総振：04-1-1-06]			
3 自然の教室現地研修会の開催	1,621		
「自然の教室」の引率を予定している教員を対象とした研修会を開催します。 [総振：04-1-1-06]			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 青少年宇宙科学館管理運営事業		予算額	159,981
局/部/課	教育委員会事務局/生涯学習部/青少年宇宙科学館	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/6項 社会教育費/7目 宇宙科学館費 予算書 P. 193	17款 使用料及び手数料	12,109
<事業の目的・内容> 「宇宙のまち さいたま」として、宇宙時代をたくましく生き、未来を創造する人材の育成を目指して策定された「宇宙のまち さいたま」教育プロジェクトに基づき、プラネタリウム投影事業、展示事業、普及事業等を実施します。 <特記事項> 青少年宇宙科学館エレベーター修繕が完了しました。		20款 財産収入	359
		24款 諸収入	1,283
		- 一般財源	146,230
		前年度予算額	199,956
		増減	△ 39,975
<主な事業>			
1 プラネタリウム投影事業	37,292	4 科学館の運営及び維持管理	99,718
市民の宇宙への興味・関心を高めるため、全ての市立小学校4年・中学校3年・特別支援学校対象の学習投影、保育園・幼稚園を対象の幼児投影及び一般投影を実施します。		利用者が安心安全に科学館を利用できるように、施設の運営及び維持管理（保守点検・修繕）を実施します。	
2 展示事業	16,872		
市民の宇宙や科学への好奇心・思考力を高めるため、「見て、ふれて、考えて、チャレンジできる」参加体験型の展示事業を実施します。 [総振：04-1-3-04]			
3 普及事業	6,099		
宇宙や科学に関する多様な学びの場として、「若田宇宙飛行士アカデミー」、「『宇宙のまち さいたま』フォーラム」や科学技術に関する最新情報、知識・技術などの普及を行う各種教室事業等を実施します。 [総振：04-1-3-04]			

修学旅行・宿泊学習・合宿等で福島県を訪れる県外の学校の皆さまへ

バス経費の一部を補助します

NEW

リピーター加算
はじめました!



福島県教育旅行復興事業のご案内

補助の対象期間

2024年 4月1日(月)から 2025年 3月31日(月)までに
実施し終了するもの

※実施日を問わず申請の受付は先着順とし、期間内であっても
予算がなくなり次第終了となります。

申請書は随時受付中です。
詳しくはホームページをご確認ください。

補助の対象団体と内容

修学旅行・宿泊学習等

- 「県外の小学校・中学校・高等学校」
- 「県外の中学校・高等学校の部活動」
- 「県外の短期大学・大学等の部活動・
正課授業のゼミ・公認サークル」

- ・バス1台当たり経費の2分の1、又は地域ごとの補助上限
額(別表参照)を助成(1校当たり台数の上限なし)

※ただし、参加人数が10名未満の場合、補助上限額は半額となります。

- ・福島県浜通りの宿泊を1泊以上含む場合は、
補助上限額に各1万円を加算する

※浜通り(相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、
川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、
飯館村、いわき市)



NEW

【3年以上連続加算(リピーター加算)の導入】

本助成事業を3年以上連続で利用する学校等に対し、1台あたりの
補助上限額を別表のとおり加算します。

(別表)1台当たりの補助額

区分	補助上限額 (新規校)	補助上限額 (継続校)	補助上限額 (3年以上の継続校)
東北	40,000円	30,000円	40,000円
関東中部	60,000円	50,000円	60,000円
北海道 関西 中国 四国	100,000円	100,000円	110,000円
九州 沖縄 海外	150,000円	150,000円	160,000円

※新規校とは過去に福島県教育旅行復興事業補助金及び福島
県合宿誘致・交流促進事業助成金の交付を受けたことのない
学校及び部活動等

申請に関する
お問い合わせ先



福島県教育旅行復興事業事務局

〒960-2153 福島県福島市庄野字清水尻1-10

TEL 024-563-1172 受付時間 8:30~17:15

FAX 024-502-1187

E-mail fks.kr.rw.office@gmail.com

福島県 バス助成

検索

実施主体

福島県観光交流課 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 TEL 024-521-7398

補助の対象となる行事

修学旅行・宿泊学習等

福島県内に宿泊し、福島県が推進する教育素材※を1つ以上行程に取り入れた修学旅行、林間学校、移動教室、宿泊学習、スキー教室等、教職員の引率する学校行事の一環として行われるもの

合宿

福島県内に宿泊し、部活動等の本来の目的である文化活動、スポーツ活動、学習等を行う活動

※中学校・高等学校については、「学校教員以外が引率する場合」は補助対象外となります。

補助の対象となるバス

一般貸切旅客自動車運送業を登録する事業所のバス等

※宿泊施設による送迎バスなど、費用負担が発生しない場合は補助対象外となります。

注意事項

※各種大会、イベント、会議への参加に伴う宿泊となる場合は補助対象外となります。

※福島県内の市町村で行っている助成事業との併用も可能ですが、本補助金とそれ以外の助成金との合計額がバス経費の総額を超えない範囲での交付となります。

※福島県が実施している他の補助金と併用して交付を受けることはできません。

※合宿の場合は、同一の年度内において、同一部活動等への補助は1回限りとなります。

福島県が推進する教育素材

- 1 震災学習・ホープツーリズム
- 2 学校交流
- 3 歴史学習・伝統工芸体験・異文化体験
- 4 環境学習・自然体験
- 5 農村・収穫体験
- 6 スキー体験

※教育素材の詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

手続きの流れ

※申請書類等は、福島県観光交流課のホームページからダウンロードできます。

指定日までに原本をメールまたは郵送で提出してください。

※申請書類提出の際は、記録の残る郵便サービス又はメールでの送付をおすすめします。

福島県観光交流課ホームページ

福島県 バス助成

検索

申請者（学校・団体の代表者）

必要書類

受付窓口

①補助金交付申請
（旅行開始の10日前までに申請）
※郵送またはメール

福島県教育旅行復興事業補助金交付申請書（様式第1号）
添付書類
①旅程表（任意様式）
②バス経費の見積書の写し（旅行会社等が発行したもの）
③本事業以外の補助制度等を受ける場合は申請書の写し
④バス経費に減額（割引）がある場合のみ、割引後のバス経費計算表
⑤補助金申請額計算表
⑥合宿については、学校公認の部活動等であることを示す書類

②申請書の受付

④受領

補助金交付決定通知書

③書類の審査

教育旅行実施

交付決定後、申請内容に変更があった場合は、速やかに「福島県教育旅行復興事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第2号）」を提出してください。ただし、以下に該当する場合は提出不要です。
<変更承認申請書の提出が不要な場合>
・補助金額の20%以内の減 ・申請内容の細部の変更

⑤実績報告
（旅行実施後30日以内又は
対象年度の3月31日のい
ずれか早い日までに提出）
※郵送のみ

福島県教育旅行復興事業補助金交付実績報告書（様式第3号）
添付書類
①旅程表（任意様式）
②バス経費の請求書等の写し（旅行会社等が発行したもの）
③本事業以外の補助制度等を受けた場合は実績報告書の写し
④バス経費に減額（割引）がある場合のみ、割引後のバス経費計算表
⑤補助金申請額計算表
⑥宿泊証明書（様式第4号）
⑦合宿については、活動内容がわかる書類

⑥報告書の受付

⑧受領

補助金の額確定通知書
※補助金確定額が交付決定額と同額の場合には省略

⑦書類の審査

⑨補助金の請求
補助金の額が交付決定額と
同額の場合は⑥と同時に提出

福島県教育旅行復興事業補助金交付請求書（様式第6号）
添付書類
①通帳の写し（表紙と1枚開いた見開き部分）

⑩請求書の受付と審査

⑫補助金の受領

請求書の受付後に指定の口座へ振込

⑪補助金の支払い

※お振込みは実績報告・請求書等審査後、2～3ヶ月程度が目安となります。

第2回 さいたま市から「体験の風をおこそう」実行委員会 資料



令和6年度 夏休み親子の集い ～未来へのチャレンジ挑戦の扉～in南会津



- 日程 令和6年8月16日（金）～18日（日）
- 会場 さいたま市立館岩少年自然の家
- 内容
 - ▶ 選択活動
（藍染体験、マイ箸づくり、鹿革でトートバッグの柄作り）
 - ▶ 星景写真撮影体験
 - ▶ 前山登山・源流探検、ネイチャリング
 - ▶ 飯盒炊飯・カレー、キャンプファイヤー
 - ▶ イワナのつかみ取りとさばき、新聞に記事を投稿しよう！
- 参加者 26家族、71名（大人36名、中学生4名、小学生31名）



1 日目の活動プログラム

① 選択活動 （藍染、マイ箸、鹿革）



② 星景写真撮影体験



星景写真撮影体験は
青少年宇宙科学館が
実施しました。



体験の風を
おこそう

2日目の活動プログラム 1

③前山登山・源流探検



④ネイチャリング



ネイチャリングは
ボーイスカウト協議会が
実施しました。



体験の風を
おこそう

2日目の活動プログラム 2

⑤飯盒炊飯・カレー



⑥キャンプファイヤー



キャンプファイヤーでは、
星空観察・星景写真撮影
もできたよ！





3日目の活動プログラム

⑦イワナのつかみ取りとさばき



⑧新聞に記事を投稿しよう！



新聞に記事を投稿しよう！
は埼玉新聞社が実施しました。



令和6年度 夏休み親子の集い ～未来へのチャレンジ挑戦の扉～in南会津



▶ 普段味わえない活動、体験を親子ですることができたと、多くの参加者から、大変ご好評をいただきました。



実施後の広報活動

令和6年8月28日
実施の様子が埼玉新聞の記事になりました。



令和6年9月4日
「新聞に記事を投稿しよう！」の子どもたちの記事が掲載されました。



今後の会議スケジュールについて

令和6年度 第2回 運営委員会（予定）

日程：令和7年3月18日（火）午後

場所：さいたま市立教育研究所

※開催1か月前頃に改めてお知らせします

令和7年度 第1回 運営委員会

日程：令和7年10月頃

場所：未定

第2回 運営委員会

日程：令和8年3月頃

場所：未定

※令和7年度は未定のため、判明次第、改めてお知らせします。